

広島市消防局告示第5号

令和8年3月10日

広島市火災予防条例第30条の7第3項の規定に基づく火の使用制限の努力義務の対象となる区域及び第30条の8第1項の規定に基づく火の使用制限の対象となる区域の指定を告示する。

広島市消防局長 貞 森 英 樹

広島市火災予防条例第30条の7第3項の規定に基づく火の使用制限の努力義務の対象となる区域及び第30条の8第1項の規定に基づく火の使用制限の対象となる区域の指定告示

広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）第30条の7第3項及び第30条の8第1項の規定に基づき消防長が指定する区域を次のとおり指定します。

市 区 町	区 域
広島市中区	別紙1のとおり
広島市東区	全 域
広島市南区	別紙2のとおり
広島市西区	別紙3のとおり
広島市安佐南区	別紙4のとおり
広島市安佐北区	全 域
広島市安芸区	全 域
広島市佐伯区	別紙5のとおり
安芸郡海田町	全 域
安芸郡坂町	全 域
安芸郡熊野町	全 域
山県郡安芸太田町	全 域
廿日市市吉和	全 域

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。